



# 熊本県公報

第 1 1 7 8 2 号

平成 21 年 2 月 20 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項……………	(労働雇用総室) 1
○救急医療機関に関する認定……………	(医療政策総室) 6
○熊本県未墾地登記事務委託費交付要綱の一部を改正する要綱……………	(農業経営課) 6
○公有水面埋立ての出願……………	(漁港漁場整備課) 6
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定……………	(森林保全課) 7
○道路の区域変更……………	(道路保全課) 7
○道路の供用開始……………	( // ) 8
<b>公 告</b>	
○「介護サービス情報の公表」に係る指定調査機関の公募…	(高齢者支援総室) 8
○基本測量の終了……………	(監理課) 10
○防災消防ヘリコプターの整備期間中における代替機の導入に係る一般競争入札の実施……………	(危機管理・防災消防総室) 10
<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本県立青少年の家条例施行規則の一部と改正する規則……………	(社会教育課) 13
○社会教育主事資格認定規則の一部を改正する規則……………	( // ) 17
○熊本県エイズ対策会議の開催……………	(健康危機管理課) 18
○天草不知火海区におけるアサリの採捕制限……………	(天草不知火海区漁業調整委員会) 19
○平成20年度第2回熊本県保健医療推進協議会の開催……………	(医療政策総室) 19
○確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則の一部を改正する規則……………	(警察本部交通指導課) 19

## 告 示

### 熊本県告示第125号

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項を次のように定める。  
平成21年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県訓練手当支給要項の一部を改正する要項  
熊本県訓練手当支給要項(昭和62年熊本県告示第277号の2)の一部を次のように改正する。

第1条中「附則第2条第1項第2号に掲げる者に係る訓練手当並びに同令第2条第3項及び第5項」を「同条第3項並びに附則第2条第1項第2号」に改める。

第3条第1項中「対して」の次に「予算の範囲内で」を加え、同項第1号中「第12条」を「第20条」に改め、同項第2号中「雇用保険法」の次に「(昭和49年法律第116号)」を加え、同項第4号中「小学校及び幼稚園」を「幼稚園及び小学校」に、「第8条の2」を「第124条」に、同項第6号中「第1条第1項第7号」を「第1条の4第1項第7号」に、同項第12号中「第1条第1項第4号」を「第1条の4第1項第4号」に、同項第13号中「第1条第1項第5号」を「第1条の4第1項第5号」に、同項第14号中「第1条第1項第6号」を「第1条の4第1項第6号」に、同条第2項中「第1条第1項第7号」を「第1条の4第1項第7号」に改める。

第5条第5項第2号中「通所が不便であるもの(通所のため利用できる交通機関のない者又は自動車等を使用しないで交通機関を利用して通所するものとした場合において、支給対象者の住所若しくは居所からその利用することとなる交通機関の最寄りの駅(停留所等を含む。)までの距離が2キロメートル以上である者若しくはその利用することとなる交通機関の運行回数が1日10往復以下である者をいう。)のうち、」を削り、同条第8項中「額とする。」の次に、「なお、計算して得た結果に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。」を加える。

第7条第1項第1号中「(昭和49年法律第116号)」を削る。

第11条を第13条とする。

第10条第1項中「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に、同条第2項中「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条を第12条とする。

第 9 条 第 1 項 中 「別 記 第 1 号 様 式」 を 「別 記 第 2 号 様 式」 に、 同 条 第 2 項 中 「別 記 第 2 号 様 式」 を 「別 記 第 3 号 様 式」 に 改 め、 同 条 を 第 1 1 条 と する。

第 8 条 を 第 1 0 条 と し、 第 7 条 の 次 に 次 の 2 条 を 加 え る。

(支 給 額 の 減 額)

第 8 条 手 当 支 給 対 象 者 が、 訓 練 期 間 中 に 自 己 の 労 働 に よ っ て 収 入 を 得 た 場 合 等 に お い て は、 そ の 収 入 の 基 礎 と な っ た 日 数 (以 下 「基 礎 日 数」 と い う。) 分 の 基 本 手 当 の 支 給 等 に つ い て は、 次 に 定 め る と ころ に よ る。 な お、 収 入 の 基 礎 と な る 日 以 外 の 日 に 係 る 日 額 は、 第 4 条 の と お り で あ る。 ま た、 計 算 し て 得 た 結 果 に 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は、 こ れ を 切 り 捨 て る も の と する。

(1) 1 日 の 労 働 時 間 が 4 時 間 未 満 の 日

ア そ の 収 入 の 1 日 分 に 相 当 す る 額 (収 入 の 総 額 を 基 礎 日 数 で 除 し て 得 た 額 を い う。) を 基 本 手 当 の 日 額 か ら 控 除 し た 額 に 当 該 日 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 支 給 す る。

イ ア に 定 め る と ころ に よ り 算 定 し た 控 除 額 が 基 本 手 当 の 日 額 以 上 で あ る と き は、 当 該 日 に 係 る 基 本 手 当 を 支 給 し な い。

(2) 1 日 の 労 働 時 間 が 4 時 間 以 上 の 日

収 入 の 有 無 に か か わ ら ず、 当 該 日 に 係 る 基 本 手 当 は 支 給 し な い。

2 手 当 支 給 対 象 者 は、 訓 練 期 間 中 に 自 己 の 労 働 に よ っ て 収 入 を 得 た 場 合 等 は、 当 該 月 分 の 訓 練 手 当 を 請 求 す る 際 に 就 労 申 告 書 (別 記 第 1 号 様 式) を 知 事 に 提 出 し な け れ ば な ら ない。 な お、 提 出 方 法 は、 第 1 1 条 第 1 項 に 準 じ る も の と する。

(返 還 命 令)

第 9 条 手 当 支 給 対 象 者 が、 偽 り そ の 他 不 正 の 行 為 に よ り 訓 練 手 当 の 支 給 を 受 け た 場 合 に は、 知 事 は、 そ の 者 に 対 し て、 既 に 支 給 し た 訓 練 手 当 の 全 部 又 は 一 部 を 返 還 す る こ と を 命 ず る こ と が で き る。

別 記 第 3 号 様 式 を 削 り、 別 記 第 2 号 様 式 中 「第 9 条」 を 「第 1 1 条」 に 改 め、 同 様 式 を 別 記 第 3 号 様 式 と し、 別 記 第 1 号 様 式 中 「第 9 条」 を 「第 1 1 条」 に 改 め、 「昭 和」 を 削 り、 同 様 式 を 別 記 第 2 号 様 式 と し、 別 記 第 1 号 様 式 と し て 次 の 1 様 式 を 加 え る。

別 記 様 式 第 1 号 (第 8 条 関 係)

### 就 労 申 告 書

熊 本 県 知 事 様

年 月 日

住 所

氏 名 印

下 記 の 訓 練 期 間 中 に お け る 就 労 状 況 に つ い て、 そ の 内 容 を 申 告 し ま す。

※ 収 入 額 を 証 明 す る 書 類 を 添 付 し て く だ さ い。(下 記 の 訓 練 期 間 中 に 得 た 賃 金 の 明 細 書 等。こ の 申 告 書 を 提 出 す る 時 点 で 明 細 書 等 を 受 け 取 っ て い ない 場 合 は、 賃 金 支 払 い 見 込 み 証 明 書 等 を 添 付 し て く だ さ い。

■ 訓 練 期 間 : 年 月 日 ~ 月 日

#### 1 就 労 の 状 況

雇 用 形 態	・パ ー ト	・ア ル バ イ ト	・内 職	・そ の 他 ( )
事 業 所 等 の 名 称				
事 業 所 等 の 場 所				
就 労 の 条 件				
賃 金 (日 給 ・ 時 給)	円	賃 金 締 切 日 (当 月 ・ 翌 月)	日	賃 金 支 払 日 (毎 月 ・ 翌 月)
				日

2 収入の状況

上記訓練期間中に、就労・内職等を行った日数及び収入の額等	収入の基礎となる日数	うち4時間以上の日	総時間数	収入の総額
	日	日	時間	円

就労・内職等を行った日数	就労・内職等を行った時間		収入額
月 日 ( )	( 時間),	～	円
月 日 ( )	( 時間),	～	円
月 日 ( )	( 時間),	～	円
月 日 ( )	( 時間),	～	円
月 日 ( )	( 時間),	～	円
月 日 ( )	( 時間),	～	円
月 日 ( )	( 時間),	～	円
月 日 ( )	( 時間),	～	円
月 日 ( )	( 時間),	～	円
月 日 ( )	( 時間),	～	円

\* 記入欄が不足する場合は、別紙に記入し添付してください。

\* 賃金の明細書等により、収入を得た日や収入額、就労時間帯がわかる場合は記載を省略して構いません。

注1) 自己の労働による収入(労働時間が1日4時間未満に限る)を得た場合は、収入額によって基本手当が減額されます。4時間以上の労働を行った日は、収入の有無にかかわらず就職と同等とみなされ、基本手当(日額)が支給されません。

注2) 同一訓練期間中に、複数の事業所等から収入を得た場合は、それぞれに申告書を作成し提出してください。

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式(第12条関係)

訓練手当支給申請書( 年 月分)

熊本県知事 様

年 月 日

住所  
氏名 印  
(記名押印又は署名)

訓練手当の支給を受けたいので、熊本県訓練手当支給要項第12条の規定により次のとおり申請します。

訓練期間	年 月 日～ 年 月 日	
訓練が行われなかった日	日	
訓練を受けなかった日	やむを得ない理由による日	日
	うち疾病又は負傷により連続して14日を超えた日	日
	やむを得ない理由のない日	日
訓練を受けた日	日	
家族と別居して寄宿していない日	日	

※上記訓練期間中に自己の労働によって収入を得た場合	①収入の基礎となった日数	日
	②①のうち、1日4時間以上の労働を行った日数	日
	③収入の額	円
	④収入の一日分に相当する額 (③÷①)	円
	⑤基本手当の日額から④を控除した額	円

\*就労申告書「2 収入等の状況(1)」から転記してください。

基本手当	日数	日
	日額	円
	金額	円
※基本手当 [※ 収入を得た日がある場合は、この欄に記入してください。]	日数 (=上記①-②)	日
	減額した日額 (=上記⑤)	円
	金額	円
受講手当	日数	日
	日額	円
	金額	円
通所手当	日数	日
	月額	円
	金額	円
寄宿手当	日数	日
	月額	円
	金額	円

合計額
円

注) 自己の労働による収入(労働時間が1日4時間未満に限る)を得た場合は、収入額によって基本手当が減額されます。4時間以上の労働を行った日は、収入の有無にかかわらず就職と同等とみなされ、基本手当(日額)が支給されません。

別記第5号様式として次の1様式を加える。

別記第5号様式(第12条関係)

訓練手当支給調書

( 年 月 分)

年 月 日

熊本県知事 様

No	訓練科	氏名	訓練期間	訓練が行われなかった日	訓練を受けなかった日 疾病、負傷その他の理由による場合 疾病、負傷その他の理由により連続して14日を超えた日	家族と別居して寄宿していない日	備考	内訳												合計
								基本手当		※基本手当(収入を得た場合)		受講手当		通所手当		寄信手当				
		日額		日額		日額		日額		日額		日額		日額		日額				
1			年 月 日～年 月 日																	
2			年 月 日～年 月 日																	
3			年 月 日～年 月 日																	
4			年 月 日～年 月 日																	
5			年 月 日～年 月 日																	
6			年 月 日～年 月 日																	
7			年 月 日～年 月 日																	
8			年 月 日～年 月 日																	
9			年 月 日～年 月 日																	
10			年 月 日～年 月 日																	
11			年 月 日～年 月 日																	
12			年 月 日～年 月 日																	
13			年 月 日～年 月 日																	
		合 計					人													

上記の事項に誤りのないことを証明します。

注) 内訳の「※基本手当」欄には、熊本県訓練手当支給要項第8条に規定する訓練期間中に自己の労働によって収入を得た場合(労働時間が4時間未満)について記入してください。また、4時間以上の労働を行った日がある場合は、備考欄にその旨を記入してください。

年 月 日  
(施設名称、所在地)  
公共職業能力開発施設の長 印

附 則

- 1 この要項は、告示の日から施行する。
- 2 平成 2 1 年 2 月 2 0 日前に受けた職業訓練に係る支給手当の支給については、なお従前の例による。

熊本県告示第 1 2 6 号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和 3 9 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に定める救急医療機関に認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。  
平成 2 1 年 2 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
国民健康保険天草市立新和病院	天草市新和町小宮地 7 6 3 番地 3	平成 2 1 年 2 月 2 4 日から 平成 2 4 年 2 月 2 3 日まで

熊本県告示第 1 2 7 号

熊本県未墾地登記事務委託費交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。  
平成 2 1 年 2 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県未墾地登記事務委託費交付要綱の一部を改正する要綱  
熊本県未墾地登記事務委託費交付要綱（昭和 3 9 年熊本県告示第 2 4 6 号）の一部を次のように改正する。

- 第 4 条中「別記様式第 1 号」を「別記第 1 号様式」に、「別記様式第 2 号」を「別記第 2 号様式」に改める。
- 第 6 条中「別記様式第 3 号」を「別記第 3 号様式」に改める。
- 第 7 条中「別記様式第 4 号」を「別記第 4 号様式」に改める。
- 第 9 条中「別記様式第 5 号」を「別記第 5 号様式」に改め、同条第 1 号中「1 月 3 1 日現在様式第 3 号」を「別記第 3 号様式」に改め、同条第 2 号中「1 月 3 1 日現在別記様式第 6 号」を「別記第 6 号様式」に改める。
- 第 1 1 条中「別記様式第 5 号」を「別記第 5 号様式」に改める。
- 第 1 2 条中「別記様式第 7 号」を「別記第 7 号様式」に改める。
- 様式第 1 号中「様式第 1 号」を「別記第 1 号様式」に、「殿」を「様」に、「〇〇市町村農業委員会会長」を「市町村農業委員会会長」に改め、「昭和」を削る。
- 様式第 2 号中「様式第 2 号」を「別記第 2 号様式」に、「殿」を「様」に、「〇〇市町村農業委員会会長」を「市町村農業委員会会長」に、「昭和 年度」を「年度」に改める。
- 様式第 3 号中「様式第 3 号」を「別記第 3 号様式」に、「殿」を「様」に、「〇〇市町村農業委員会会長」を「市町村農業委員会会長」に、「昭和を削り」、「に基づく 月 日現在の」を「に基づく 1 月 3 1 日現在の」に、「 月 日現在登記済」を「1 月 3 1 日現在登記済」に改める。
- 様式第 4 号中「様式第 4 号」を「別記第 4 号様式」に、「殿」を「様」に、「〇〇市町村農業委員会会長」を「市町村農業委員会会長」に改め、「昭和」を削る。
- 様式第 5 号中「様式第 5 号」を「別記第 5 号様式」に、「殿」を「様」に改め、「昭和」を削る。
- 様式第 6 号中「様式第 6 号」を「別記第 6 号様式」に、「昭和」を削り、「 年 月 日現在」を「 年 1 月 3 1 日現在」に改める。
- 様式第 7 号中「様式第 7 号」を「別記第 7 号様式」に、「殿」を「様」に改め、「昭和」及び「農開」を削る。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 2 月 2 0 日から施行する。

熊本県告示第 1 2 8 号

公有水面埋立法（大正 1 0 年法律第 5 7 号）第 2 条第 2 項の規定により公有水面埋立ての出願があったので、同法第 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間の満了の日までに意見書を提出することができる。

平成 2 1 年 2 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 出願者の住所及び氏名  
天草市東浜町 8 番 1 号 道路管理者 天草市
- 2 埋立区域  
(1)位置

天草市新和町大多尾字野田崎2516の4に隣接する無番地(堤)地先並びに2525の41、2525の39地先公有水面

(2)区域

次の①の地点から⑪の地点までを順次直線で結んだ線及び⑪の地点と①の地点を結ぶ平成20年春分の日における満潮位(D.L.+3.48メートル)の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 大多尾漁港3号防波堤灯台(北緯32度21分23秒、東経130度12分50秒)から217度14分31秒 501.572メートルの地点
- ②の地点①の地点から 218度20分07秒 6.945メートルの地点
- ③の地点②の地点から 211度17分29秒 9.900メートルの地点
- ④の地点③の地点から 210度48分13秒 2.947メートルの地点
- ⑤の地点④の地点から 210度23分44秒 6.848メートルの地点
- ⑥の地点⑤の地点から 210度37分47秒 20.006メートルの地点
- ⑦の地点⑥の地点から 211度00分52秒 13.345メートルの地点
- ⑧の地点⑦の地点から 211度31分37秒 4.328メートルの地点
- ⑨の地点⑧の地点から 213度26分21秒 7.346メートルの地点
- ⑩の地点⑨の地点から 215度42分45秒 8.110メートルの地点
- ⑪の地点⑩の地点から 218度10分30秒 4.873メートルの地点

(3)面積

398.60平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1)位置

天草市新和町大多尾字野田崎2516の4に隣接する無番地(堤)地先並びに2525の41、2525の39地先公有水面

(2)区域

次の㊸の地点から㊹の地点までを順次直線で結んだ線及び㊹の地点と㊸の地点を結ぶ平成20年春分の日における満潮位(D.L.+3.48メートル)の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ㊸の地点 大多尾漁港3号防波堤灯台(北緯32度21分23秒、東経130度12分50秒)から216度57分07秒 463.144メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から 208度27分44秒 57.938メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から 210度23分43秒 38.635メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から 213度26分27秒 18.110メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から 218度10分23秒 19.648メートルの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から 310度31分14秒 8.845メートルの地点

(3)面積

1,487.20平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 関係書類の縦覧場所

熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並びに天草市建設部道路整備課

6 縦覧期間

告示の日から起算して3週間

熊本県告示第129号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成21年2月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 保安林の所在場所 熊本県菊池郡大津町(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県菊池地域振興局並びに大津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第130号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成21年2月20日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	堂園小森線	阿蘇郡西原村大字布田字境塚 966番7地先から 同村大字布田字乾原 1039番4地先まで	前	9.6 ～ 10.7	617.5	単幹道
			後	16.9 ～ 32.2	537.0	
主要地方道	芦北坂本線	葦北郡芦北町大字大尼田字中野 1620番7地先から 同町大字大尼田字前田 1049番8地先まで	前	4.4 ～ 14.9	85.2	単橋改
			後	12.1 ～ 19.7	75.2	

2 区域を変更する期日 平成21年2月20日

熊本県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年2月20日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	高沢一勝地線	球磨郡球磨村大字渡丙字井貫津留 1277番2地先から 同村大字渡丙字六郎渕 1473番52地先まで	957.6	単道改

2 供用を開始する期日 平成21年2月20日

公 告

熊本県公告第82号

介護サービス情報の公表に係る指定調査機関について、次のとおり募集する。

平成21年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定調査機関について

- (1) 指定日 平成21年4月1日
- (2) 指定期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- (3) 業務内容
  - ア 調査員の確保
  - イ 調査の準備
  - ウ 調査の実施
  - エ 調査結果の指定情報公表センターへの報告
  - オ 調査等実施状況の管理
  - カ 苦情相談等への対応

2 応募資格について

指定期間を通じて、次の要件を満たしていること。

- (1) 欠格条項



次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

- ア 申請者が法人でないこと。
- イ 申請者が、調査事務を公正かつ適確に実施するに足りる経理的基盤及び技術的能  
力を有するものとして介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 3 6 第 1 項で定める基準に  
適合していないこと。
- ウ 申請者の役員又は構成員若しくは職員の構成が調査事務の公正な実施に支障を及  
ぼすおそれがあること。
- エ 申請者が、調査事務が不公正になるおそれがないものとして介護保険法施行規則  
第 1 4 0 条の 3 6 第 3 項で定める基準に適合していないこと。
- オ 申請者が、介護保険法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行  
を受けることがなくなっただり起算して 2 年を経過しない者であること。
- カ 申請者が、指定調査機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年  
を経過しない者であること。
- キ 申請者が、指定情報公表センターの指定を取り消され、その取消しの日から起算  
して 2 年を経過しない者であること。
- ク 申請者の役員のうちにオに該当する者があること。

(2) その他の要件

次に掲げる要件を満たすこと。

- ア 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- イ 県内に調査事務を担当する事務所を有すること。
- ウ 県から指名停止措置を受けていないこと。
- エ 労働者災害補償保険に加入していること。
- オ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- カ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。  
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、  
経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- キ 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続  
している場合等であって、明らかに指定調査機関として不適当と認められる者でない  
こと。
- ク 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く日の日中に必ず連絡が取れる体制であ  
ること。
- ケ インターネットを利用した電子データのやり取りが可能であること。
- コ 調査員は、介護サービス事業所又は介護保険施設に従事していないこと。
- カ サ 調査事務専従の調査員が常に 2 名以上所属していること。
- シ 1 年間を通じて 5 0 0 事業所以上の調査が可能であること。
- ス すべて種類の介護サービスについて調査が可能であること。
- セ 県内全域にわたって調査が可能であること。
- ソ 本県が定める指定調査機関遵守事項を遵守できること。

3 応募手続について

(1) 提出書類

- ア 申請書
- イ 事業計画書
- ウ 収支計画書
- エ 職員、設備、調査事務の実施の方法その他の事項についての調査事務の実施に関  
する計画書
- オ 定款、寄附行為等
- カ 登記事項証明書
- キ 法人概要
- ク 役員名簿
- ケ 構成員等の状況
- コ 調査員予定者名簿
- カ サ 宣誓書
- シ 企画提案書

(2) 提出期限

平成 2 1 年 3 月 4 日 (水) 午後 5 時まで

(3) 提出先

熊本県健康福祉部高齢者支援総室 総務・企画班 (県庁行政棟新館 4 階)  
 熊本県熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
 電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 1 5

(4) 提出方法

持参又は郵送 (郵送の場合は、3 月 4 日必着のこと)

4 指定調査機関の選定手続について

(1) 審査方法

「介護サービス情報の公表」制度指定調査機関選定委員会を設置し、次の審査を  
行い、得点上位の者から内定団体として選定する。

- ア 第 1 次審査 (資格審査)  
応募資格を満たしているかなどの資格審査を行う。
- イ 第 2 次審査

第1次審査通過団体について、事務遂行能力及び企画提案内容等を総合的に勘案して選定する。

(2) 選定結果等の通知

選定結果は、応募団体すべてに通知する。なお、指定調査機関に内定された場合は選定結果通知後、正式な指定申請手続を行う。

5 スケジュール (予定)

- 募集 平成21年2月12日(木)～平成21年3月4日(水)
- 審査 平成21年3月中旬
- 選定結果通知 平成21年3月中旬
- 指定申請 平成21年3月下旬
- 指定 平成21年4月1日

6 公募要項等について

その他公募に関する事項は、「介護サービス情報の公表」制度指定調査機関公募要項で定める。なお、本公募要項は熊本県庁ホームページ「熊本県一健康福祉部一高齢者支援総室」で閲覧することができる。

7 その他

- (1) 応募に関する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類は、理由のいかんを問わず一切返却しない。
- (3) 公募期間中、公募関連情報等を随時熊本県庁ホームページ上で掲載する。
- (4) 申請に関する詳細や疑義については問い合わせること。問い合わせ先は、3の(3)に同じ。

熊本県公告第83号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。  
平成21年2月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量(基準点測量)	平成20年5月15日から 平成21年1月30日まで	八代市、水俣市、菊池市、阿蘇市、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡高森町、阿蘇郡西原村、上益城郡益城町、葦北郡芦北町、球磨郡多良木町

熊本県公告第84号

次のとおり一般競争入札に付する。  
平成21年2月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量  
回転翼航空機一式 (1機)
- (2) 借入物品の規格、品質等  
入札仕様書による。
- (3) 賃借期間  
平成21年4月21日から平成21年7月29日まで
- (4) 借入場所  
上益城郡益城町大字杉堂901-23  
熊本県防災消防航空センター
- (5) 入札金額  
入札金額は、前記(3)の期間における賃借料の総額とする。  
なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
- (6) 最低制限価格の設定  
本競争入札には、最低制限価格は設けていない。
- (7) その他  
ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。  
イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。

2 入札参加者の資格に関する事項

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル（その他のリース・レンタル）」に登録された者であること。
- なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
- ア 審査申請の受付期間  
公告の日から平成21年3月11日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに提出すること。  
ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日まで随時受け付けるが、この場合、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課 資格審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
- ウ 申請の方法  
要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。  
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
- エ 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、「資格審査結果通知書」により通知する。
- オ 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成22年3月31日までとする。
- カ 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成22年1月4日から平成22年1月31日まで行う。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請  
本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)～(4)に示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により別に定める「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。  
なお、期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出方法及び提出場所  
ア 電子入札システムによる入札参加の場合  
申請書等を電子入札システムにより提出すること。  
なお、確認資料の容量が1MBを超える場合には、4の(1)に示す場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。  
イ 書面による入札（以下「紙入札方式」という。）参加の場合  
申請書等を4の(1)に示す場所に持参又は郵送すること。  
なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
- (2) 提出期間  
公告の日から平成21年3月23日（月）午後5時30分まで（閉庁日を除く。）に提出すること。
- (3) 確認結果の通知  
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所  
熊本県総務部危機管理・防災消防総室防災班（県庁行政棟新館10階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2115 ファックス番号 096-383-1503
- (2) 入札仕様書等  
ア 閲覧（交付）の期間  
公告の日から平成21年3月30日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。  
イ 閲覧（交付）の場所  
電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告等情

- 報)にて閲覧又は4の(1)に記載する場所で交付する。
- (3) 入札の日時及び場所
- ア 電子入札システムによる入札  
3の(3)記載の確認結果の通知を受けた日から、平成21年3月30日(月)午後5時までに入札すること。
- イ 紙入札方式による入札  
(ア) 日時 平成21年3月31日(火)午後2時  
(イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県総務部危機管理・防災消防総室 災害対策本部室(県庁行政等新館10階)
- (4) 開札の日時及び場所  
4の(3)のイに同じ。
- (5) 再度の入札  
開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。  
再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた日時から、平成21年3月31日(火)午後3時30分までに電子入札システムにより入札すること。
- 5 入札方法等
- (1) 入札方法
- ア 電子入札システムによる入札の場合  
4の(3)のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。  
ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の(1)に示す場所に提出し、県(契約担当者)から承認を受けた場合は、イの紙入札方式によるものとする。
- イ 紙入札方式による入札の場合  
別に定める「入札書」により作成し、4の(3)のイの日時及び場所に持参し、提出すること。  
ただし、代理人をして入札するときは、別に定める「委任状」を入札書と同時に提出すること。  
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成21年3月30日(月)までに4の(1)に記載する場所に必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。  
(ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「借入物品の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。  
(イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。
- (2) 開札の方法  
開札は、電子入札システムにおいて行う。  
ただし、紙入札方式により入札した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせてこれを行う。
- (3) 入札の回数  
入札回数は2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。  
なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみなす。
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。  
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (5) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
- エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
- オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札
- ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
- ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

- サ 明らかに連合によると認められる入札  
 シ その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (8) その他  
 委託業務仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。
- 6 契約の締結
- (1) 契約書作成の要否  
 要
- (2) 契約の締結期限  
 落札者決定の日から 14 日以内とする。
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
 免除する。
- (2) 契約保証金  
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
 イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- 8 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
- (3) 本競争入札は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 9 Summary
- (1) Borrowed items and amount:  
 One complete helicopter set
- (2) Term of contract:  
 April 21, 2009 to July 29, 2009
- (3) Date and place to submit bidding proposal:  
 Date : March 31, 2009 2:00 p.m.  
 Place: Headquarters for Disaster Measures  
 Kumamoto Prefectural Government
- (4) Contact information:  
 Fire, Disaster and Crisis Management Administration Division  
 Kumamoto Prefectural Government  
 6-18-1 Suizenji, Kumamoto City,  
 Kumamoto Prefecture, 862-8570 Japan  
 Phone: 096-333-2115

**登載依頼**

熊本県立青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 21 年 2 月 20 日

熊本県教育委員会委員長 中原 盛 敏

**熊本県教育委員会規則第 1 号**

熊本県立青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則  
熊本県立青少年の家条例施行規則（平成 10 年熊本県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条中「熊本県立あしきた青少年の家」を「熊本県立青少年の家」に、「事業課を置く」を「事業課を置くことができる」に改める。  
第 3 条総務課第 6 号中「条例第 4 条第 1 項」を「条例第 5 条第 1 項」に改める。  
第 15 条中「所長が」を「別に」に改め、同条を第 17 条とする。

- 第 1 4 条を第 1 5 条とする。
- 第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。  
(適用除外)
- 第 1 6 条 条例第 1 0 条第 1 項の規定により指定管理者に青少年の家の管理を行わせる場合は、第 2 条、第 3 条及び第 5 条から第 1 1 条までの規定は、適用しない。
- 第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。  
(事業計画の承認等)
- 第 1 4 条 所長は、翌年度の事業計画については、毎年 2 月末日までに、教育長の承認を受けなければならない。
- 2 所長は、前年度の事業の結果を、毎年 5 月末日までに教育長に報告しなければならない。
- 第 1 2 条及び第 1 3 条を削る。
- 第 1 1 条の見出しを「(禁止行為)」に改め、同条第 1 項を「青少年の家の利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。」に改め、同項第 1 号、第 2 号及び第 3 号中「利用しようとするとき」を「利用する行為」に、同項第 4 号中「認めたとき」を「認めた行為」に改め、同条第 2 項を削り、同条を第 1 3 条とする。
- 第 1 0 条を第 1 1 条とする。
- 第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。  
(利用の範囲)
- 第 1 2 条 青少年の家を利用できる者は、原則 5 名以上の団体等(家族利用にあっては原則 3 名以上)でかつ研修計画を有するものとする。ただし、教育委員会が特に認めた場合はこの限りでない。
- 第 9 条中「利用許可」を「条例第 5 条第 1 項の許可」に、「事前に」を「所長が別に定める日までに」に改め、同条を第 1 0 条とする。
- 第 8 条を次のように改め、同条を第 9 条とする。  
(休所日等)
- 第 9 条 条例第 4 条に定めるほか、青少年の家の休所日は毎週月曜日とする。
- 2 所長は、条例第 4 条及び前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、臨時に休所又は開所することができる。
- 第 7 条第 2 項中「課長」を「者」に改め、同条を第 8 条とする。
- 第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とする。
- 第 4 条第 3 項を削り、同条を第 5 条とする。
- 第 3 条の次に次の 1 条を加える。  
(職員)
- 第 4 条 青少年の家に所長及び必要な職員を置く。
- 2 所長は非常勤とすることができる。
- 附 則  
(施行期日)
- 1 この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。  
(熊本県立青年の家管理規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。  
(1) 熊本県立青年の家管理規則(昭和 4 7 年熊本県教育委員会規則第 1 6 号)  
(2) 熊本県立青年の家利用規則(昭和 4 7 年熊本県教育委員会規則第 1 7 号)  
(3) 熊本県立少年自然の家管理規則(昭和 4 9 年熊本県教育委員会規則第 2 0 号)  
(4) 熊本県立少年自然の家利用規則(昭和 4 9 年熊本県教育委員会規則第 2 1 号)
- (経過措置)
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県立青少年の家条例施行規則に規定する様式及び付則第 2 項により廃止される規則に規定された様式は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。
- 4 熊本県立青年の家管理規則第 7 条及び熊本県立少年自然の家管理規則第 6 条の規定は、この規則第 1 4 条の規定にかかわらず平成 2 1 年 6 月 3 0 日までの間その効力を有する。  
別記第 1 号様式を次のように改める。  
(別記第 1 号様式)

利 用 許 可 申 請 書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

利 用 団 体 名	(フリガナ)
代 表 者	(フリガナ)
所 在 地	〒□□□-□□□□
連 絡 先	(フリガナ)
電 話	FAX

熊本県立  天草青年の家  
 菊池少年自然の家  
 豊野少年自然の家  
 あしきた青少年の家

を下記のとおり利用したいので申請します。

記

利用目的			利用施設等	1 宿泊棟 2 キャンプ場 3 マリン活動船艇 4 文化ホール 5 その他																																																
利用期日	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( ) (泊日)	入所予定時刻	時 分頃																																																	
		退所予定時刻	時 分頃																																																	
利用人員等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設等名称</th> <th colspan="2">一般の者</th> <th colspan="2">高校生以下の者</th> <th colspan="2">就学前の者</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊棟</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>キャンプ場</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>マリン活動船艇</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>文化ホール (利用時間)</td> <td colspan="5">時 分から 時 分まで</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				施設等名称	一般の者		高校生以下の者		就学前の者		男	女	男	女	男	女	宿泊棟	人	人	人	人	人	人	キャンプ場	人	人	人	人	人	人	マリン活動船艇	人	人	人	人	人	人	計	人	人	人	人	人	人	文化ホール (利用時間)	時 分から 時 分まで					
施設等名称	一般の者		高校生以下の者			就学前の者																																														
	男	女	男	女	男	女																																														
宿泊棟	人	人	人	人	人	人																																														
キャンプ場	人	人	人	人	人	人																																														
マリン活動船艇	人	人	人	人	人	人																																														
計	人	人	人	人	人	人																																														
文化ホール (利用時間)	時 分から 時 分まで																																																			

※「高校生以下の者」とは、学校（幼稚園及び大学を除く。）に在学する者をいいます。

利用責任者 (フリガナ)  
氏 名  
連絡先：電話

\*上記代表者と同一の場合は  
記入の必要はありません。

注 マリン活動は菊池少年自然の家及び豊野少年自然の家では利用できません。また、  
文化ホールはあしきた青少年の家以外にはありません。  
別記第 2 号様式を次のように改める。  
(別記第 2 号様式)

利 用 許 可 書

年 月 日

利用団体名 代表者	
--------------	--

熊本県立  天草青年の家  
 菊池少年自然の家  
 豊野少年自然の家  
 あしきた青少年の家

を下記のとおり利用することを許可します。

年 月 日

熊本県教育委員会

記

利用目的			利用施設等	1 宿泊棟
				2 キャンプ場
				3 マリン活動船艇
				4 文化ホール
				5 その他
利用期日	年 月 日 ( )	入所予定時刻	時 分頃	
	～ 年 月 日 ( )	退所予定時刻	時 分頃	
	( 泊 日 )			

利用人員	施設等名称	一般の者		高校生以下の者		就学前の者	
		男	女	男	女	男	女
	宿泊棟	人	人	人	人	人	人
	キャンプ場	人	人	人	人	人	人
	マリン活動船艇	人	人	人	人	人	人
	計	人	人	人	人	人	人
	文化ホール (利用時間)	時 分から 時 分まで					

備考

別記第3号様式を次のように改める。  
(別記第3号様式)

利用変更許可申請書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

利用団体名 代表者	
--------------	--

さきに許可を受けた熊本県立 の施設利用に関し、下記のとおり利用の変更をしたいので申請します。

記

変更内容	
------	--



変 更 理 由	
---------	--

\* 許可書を添付して提出ください。

上記の申請を許可します。

年 月 日

熊本県教育委員会

別記第 4 号様式を次のように改める。  
(別記第 4 号様式)

利 用 中 止 届 出 書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

利 用 団 体 名 代 表 者	
--------------------	--

さきに許可を受けた熊本県立 の施設利用に関し、下記のとおり  
利用を中止したいので届け出ます。

記

中 止 の 理 由	
-----------	--

備 考	
-----	--

\* 許可書を添付して提出ください。

社会教育主事資格認定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 1 年 2 月 2 0 日

熊本県教育委員会委員長 中 原 盛 敏

社会教育主事資格認定規則の一部を改正する規則  
 社会教育主事資格認定規則（昭和 3 7 年熊本県教育委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 法第 9 条の 4 第 1 号に規定する職にあった期間及び業務に従事した期間並びに同条第 2 号に規定する職にあった期間が通算して 4 年以上あった者で、社会教育に関する専門的事項についての教養と経験があると認められる者。

第 3 条第 4 号を次のように改める。

- (4) 職歴等証明書（別記第 2 号様式）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第 2 号様式（第 3 条関係）を次のように改める。

別記第 2 号様式（第 3 条関係）

職 歴 等 証 明 書

現 住 所

氏 名

生年月日

期	間	所 属 機 関 等 名	職 名 又 は 業 務 名	職 務 又 は 業 務 内 容
年 月 日から	年 月			
年 月 日まで				
年 月 日から	年 月			
年 月 日まで				
年 月 日から	年 月			
年 月 日まで				
年 月 日から	年 月			
年 月 日まで				
年 月 日から	年 月			
年 月 日まで				

上記のとおり勤務したこと又は業務に携わったことを証明します。

年 月 日

所属機関又は実施機関名

代表者 職 氏名

印

- 注意
- 1 職名の欄には、発令されたとおりの職名を記入すること。
  - 2 職務又は業務内容の欄には、従事した職務又は業務の内容を具体的に記入すること。
  - 3 職務は所属機関毎に、業務は事業実施機関毎に 1 枚の証明書を提出すること。  
日本工業規格 A4

熊本県エイズ対策会議公告第 2 5 号

平成 2 0 年度熊本県エイズ対策会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 2 1 年 2 月 2 0 日

熊本県エイズ対策会議

健康福祉部長 森 枝 敏 郎

- 1 開催日時  
平成 2 1 年 2 月 2 4 日（火）  
午後 3 時 3 0 分から午後 5 時まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
熊本県庁舎新館 2 階 AV 会議室
- 3 議題  
(1) エイズの現状について  
(2) 平成 1 9 年度、2 0 年度のエイズ対策事業について  
(3) 意見交換
- 4 傍聴者の定員

- 10 人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の座長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
  - (3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先
  - 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
  - 熊本県健康福祉部健康危機管理課感染症対策班
  - (電話 096-333-2240)

**天草不知火海区漁業調整委員会指示第 135 号**

アサリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、漁業権者である漁業協同組合が同一漁業権漁場内で移植する場合、又は試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

平成 21 年 2 月 20 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 板 崎 清

- 1 指示の内容
  - 天草不知火海区（宇城市（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び天草郡苓北町の地先海面）において、殻幅 12mm 未満のアサリを採捕してはならない。
- 2 指示の期間
  - 平成 21 年 2 月 20 日から平成 22 年 2 月 19 日まで

**熊本県保健医療推進協議会公告第 2 号**

平成 20 年度第 2 回熊本県保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。

平成 20 年 2 月 20 日

熊本県保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
  - 平成 21 年 2 月 27 日（金）午後 3 時から午後 5 時まで
- 2 開催場所
  - 熊本県庁新館 2 階 多目的 A V 会議室（熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号）
- 3 議題
  - (1) 第 5 次熊本県保健医療計画の進捗状況について
  - (2) 熊本県保健医療推進協議会救急医療専門委員会報告
  - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
  - 10 人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
  - 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
  - 熊本県保健医療推進協議会事務局（熊本県健康福祉部医療政策総室内）
  - (電話 096-333-2204)

**熊本県公安委員会規則第 1 号**

確認事務の委託の手続等に関する事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 21 年 2 月 20 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

確認事務の委託の手続等に関する事務取扱規則の一部を改正する規則  
確認事務の委託の手続等に関する事務取扱規則（平成 17 年熊本県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中

- 「
- |          |        |        |        |
|----------|--------|--------|--------|
| 1 株式会社   | 2 有限会社 | 3 財団法人 | 4 社団法人 |
| 5 その他( ) |        |        |        |
- 」

を

「

- |        |          |          |
|--------|----------|----------|
| 1 株式会社 | 2 一般財団法人 | 3 一般社団法人 |
| 4 その他( | )        |          |

に、「定款、寄

」

附行為等」を「定款又はこれに準ずるもの」に改める。

別記様式第 9 号中「定款、寄附行為等」を「定款又はこれに準ずるもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。